

CNG車燃料助成金交付要綱

公益社団法人 北海道トラック協会

（目 的）

第1条 公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、トラック走行に伴う窒素酸化物、粒子状物質等による大気汚染を軽減し快適な環境保全を図るため、北ト協会員事業者（以下「会員」という。）が事業の用に供する低公害車である天然ガス自動車（以下「CNG車」という。）の燃料費の一部を助成し、低公害車の普及を促進することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成対象者は申請時に北ト協会員であり、会費未納等が無い者とする。

2 助成対象車両は北海道内の地区トラック協会に所属し会員が保有するCNG車（営業用貨物自動車）とする。

（対象期間）

第3条 本助成は、前条の天然ガスを令和6年4月1日から令和7年3月21日までに充填したものを対象とする。

（助成金額）

第4条 助成金の交付額は、会員が使用するCNG車が充填した天然ガス1m³当たり5円を助成する。

ただし、1社(本社、支店、営業所を含む。)の助成額は年間40万円までとする。

$$\text{助成金の額} = \text{天然ガス充填量 (m}^3\text{)} \times 5 \text{円}$$

（申請方法）

第5条 助成を希望する会員は、別紙様式「CNG車燃料助成金申請書」に必要事項を記入の上、北海道ガス株式会社が発行する天然ガス充填量証明書の写しを添付し、北ト協へ提出しなければならない。

（申請期間）

第6条 申請期間は、上期分（4月から9月）を10月末日、下期分（10月から3月）を3月末日までとする。

ただし、上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で打切るものとする。

(助成金交付)

第7条 申請を受付け助成金交付条件に適合すると認めるときは、北ト協は会員に対して、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 北ト協は、次のいずれかに該当するとき、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わない。

(その他の必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、北ト協が別にこれを定める。

附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

改 正 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(条項整理) (助成額を50万円とする)

改 正 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(条項整理) (助成金の対象を追加)

改 正 この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

(条項整理) (助成額を40万円に改正)

改 正 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(条項整理) (助成額を30万円に改正) (1 m³当たり単価を3円に改正)

改 正 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

改 正 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(条項整理) (1 m³当たり単価を4円に改正)

改 正 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

改 正 この要綱は、令和元年4月1日から施行する。

改 正 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(条項整理) (1 m³当たり単価を5円に改正)

改 正 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

改 正 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(条項整理) (第2条：文言整理、第4条：助成上限額を40万円に改正)

附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。